令和７年度　北海道北見工業高等学校 生活心得 確認事項

社会では、人々が安心して生活するために必ず守らなければならない法律や条例があり、学校という集団生活の場でも、気持ち良く勉強や生活するための決まりや校則があります。

この生活心得は、北見工業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、社会に出ても通用するモラルやマナーを身に付けた人になり、より充実した学校生活を送られることを願い、そのための生活規準を示したものです。

1.　学校生活の基本

(1) 北見工業高校生として、また、地域社会の一員としてのルールを守り、責任ある行動を心がけること。
　① 自主的に責任ある行動をとり、本校生徒の品位を保つように心がける。
　② 他に迷惑を与えるような行為・発言をしない。
　③ 正しい言葉遣いを心がける。

(2) 健康と安全に留意し、楽しく生き生きとした高校生活を送ること。

(3) 生徒相互はもちろんのこと､先生方や来校者への礼儀を失せず､いつも思いやりの心を持つこと。

(4) 学習活動や部活動には、自ら積極的に取り組むこと。

(5) 学校には８：２０までに登校し、ホームルームに入室していること。

(6) やむを得ず､欠席､遅刻､早退をする時は､事前に分かっている場合は前日までに、急な場合は、当日８：００～８：２０の間に、保護者等の方から学校へ連絡してもらうこと。
　① 遅刻者
　　ア　８：２０以降は、デジタルロック入り口から入ること。
　　イ　８：３５以降に登校した場合は、２階職員室で所定の遅刻届に記入しホームルームへ入室すること。
　　（授業は、遅刻や早退及び中抜けの時間が１０分を超えたときは欠席扱いとなる。）
　② 外出・早退者
　　ア　職員室にて所定の外出・早退届に記入・提出すること。
　③ ＨＲ教室以外の授業は、開始ベルまでに移動しておくこと。
　④ 通学の際は、交通安全及びルールを守り、家族以外の車に同乗しないこと。

(7) 校内の環境美化に努めるとともに、施設・設備を大切にすること。
学校という場は公共の場・施設です。きれいに大切にすること。

(8) 未成年者の立ち入り禁止場所には立ち入らないこと。(生徒指導連絡協議会と連携)
・カラオケボックス：保護者等、責任のとれる大人同伴での利用を認めている。
・ゲームセンター：利用を禁止している。(GIGO、BIG BANG 等。)
・ゲームコーナー：規制していない。
・ボーリング場：保護者等の許可を得て利用する。

(9) 外出は午後９：００までには帰宅し、外泊はしないこと。

(10) 喫煙・飲酒（水蒸気パイポ・アルコール類似品・ノンアルコール飲料含む）など、法に触れるような行為や高校生にとって相応しくない行為は特別指導とする。

(11) 教育相談については１階生徒相談室を活用してください。

2.　交通機関

(1) 登下校においては原則として列車またはバスなどの公共交通機関を利用すること。ただし、指定された期間は、自転車通学を認める。

(2) 列車･バスの通学においては､一般の乗客に迷惑をかけぬよう乗車マナーを守ること。

(3) 歩行者は基本的に歩道を(ないところは左側一列で)通行し、東相内駅からは国道へ直進する。富田通商（北見市東相内町 54 番地 1）向かいからの裏道は歩道もなく狭いので通行禁止。(自転車も通行禁止。)

(4) 自転車通学においては、事前に自転車通学届を提出し、次の事項に留意すること。
　① 交通法規を守り、安全運転を心がけること。
　② 届を提出したときは、登録ステッカーの交付を受け、後輪の所定の位置に貼付すること。
　③ 通学期間は原則として４月上旬から１１月下旬までの指定期間とする。なお、状況によって期間を前後させることがある。
　④ 自転車の２人乗りや夜間の無灯火での走行は危険であり、違法でもあるので、発覚時は指導し、場合によっては特別指導もあり得る。
　⑤ 自転車通学は自転車ヘルメット着用が努力義務になっています。可能な限り着用すること。また降雨・降雪の際は乗車しないなど、天候や交通安全に十分気を付けること。鍵もツーロックをかけること。点検は４月に行います。

3.　服装等

(1) 登下校時及び校内では本校指定の制服を正しく着用すること。また､制服には変形･細工をしないこと。日常的に清潔で清楚に保つこと。

(2) 制服には、指定のボタンと左襟に指定の学年・科章をつけること。
　① 制服は、一番上のボタンまできちんととめること。
　② スカート丈は膝が隠れる程度にすること。

(3) 夏季の指定された期間には､指定された略装(白無地ワイシャツ､白セーラー)をすることができる。
　① 白セーラーの代わりに､ワイシャツの上に無地の紺･黒･グレー･ベージュのニットベスト、カーディガンの着用を認める。
　② ワイシャツ（白無地）のボタンは、一番上の１つのみ外して良い。

(4) 見学旅行・宿泊研修及び学校を代表する対外的活動時には制服を着用すること。
ただし、部活動にともなう遠征時については顧問の指示に従うこと。

(5) 化粧（カラーリップ含）やマニキュア等の爪や皮膚への装飾の禁止。また、装飾品（ピアス・エクステなど）は身に付けないこと。

(6) 前髪は目にかからないこと。顔や耳が見えるようにすること。後ろ髪はカラーにかからないこと。特別な細工や加工、奇抜な髪型（極端な刈り上げ､ライン､アシンメトリー､モヒカン､パーマ､染色､脱色など）には、ならないようにすること。
本校は職業高校で日常的に企業の方も来校され、様々なところで見られています。

(7) 登下校時における履物は通常の運動靴か革靴とし、校内での上靴は指定のものとすること。

(8) 諸事情により規定外の服装等で登下校するときは、担任と相談･確認すること。

4. 携帯品
(1) 生徒手帳と身分証明書は常に携帯し、学校生活上、不必要なものは持ち込まないこと。

(2) 金銭やスマートフォンなど貴重品の自己管理に努めること。
① 貴重品は常に身につけておくこと。(特に移動教室や昼休み､放課後は注意。)
② 検定代金や遠征費などの支払いがある場合は､登校後直ちに担当の先生や担任、顧問に預けること。
③ 他人の持ち物や公共物など勝手に触らないこと。(疑わしい行為はしないこと。)
④ 靴については､袋に入れ教室に持ち込むなどの自衛手段をとる場合もある。

(3) スマートフォン、授業用端末（chromebook 等)、ノート PC などについて
① マナーやモラルに応じた使用方法を身に付けること。
② スマートフォンはＨＲ教室で使用し、時間帯は昼休み（予鈴まで）と放課後のみとすること。なお､放課後のみ､保護者等の連絡は生徒ホールでの使用を認める。
③ 授業中や 10 分休み時間はスマートフォンの電源を切るか音や振動しないようにしてカバンの中にしまうこと。万が一、音や振動してしまった場合は、教科担任や発見した教員が預り指導し、放課後､ＨＲ担任を通して返却する。
④ 授業用端末（chromebook 等）やノート PC などは、教科担任の指示により使用すること。授業中に、他人や物の写真・動画を勝手に撮影することやＳＮＳ・インスタ等にアップしないこと。個人情報保護に反する特別指導になる場合もある。
⑤ 学校の電源を使用して、スマートフォン等の充電はしないこと。

5. アルバイト心得
(1) アルバイトを希望する場合は､保護者等の同意と責任のもと事前にアルバイト届を提出すること。ただし、１年生に関しては特別な事情がない限り２学期から許可する。（夏休みまで禁止。）

(2) アルバイトを行うときは、学習や学校生活、部活動等に支障のないことを条件とすること。ただし､次の期間は禁止とする。
① 定期考査の１週間前から考査最終日までの期間。
② 問題行動にともなう特別指導を受ける期間。
③ ホームルーム担任から特に禁止の指導を受けた期間。

(3) 次に該当する場所及び職種は禁止する。
① 主に酒などを提供する店・風俗営業店、及び 18 才未満の立入り禁止場所。
② 重労働及び危険をともなうもの。

(4) 午後８：００以降の労働はせず、午後９：００までに帰宅すること。

(5) 休日･祝祭日及び長期休業期間においては、１日８時間以上の労働にならないこと。

(6) 身体に疲労感や異常を感じたときは、すみやかに中止すること。

(7) 昨年度からの継続者も、新たに届を提出すること。なお、届のアルバイト目的欄については保護者等が記入し、場合によっては、雇用者への協力依頼（生徒指導部より電話連絡確認）をすることもある。

6. 自動車運転免許取得
(1) 第３学年において、要件を満たしたものには、運転免許の取得を認める。(詳細は３年時に説明)

(2) 在学期間中は、自動二輪・原付の運転免許取得は認めない。運転は絶対にしないこと。

7. 下宿をするときは、すみやかに下宿届を提出すること。
(1) 下宿先の指示には従い、規律ある生活をするとともに環境整備に務めること。

(2) 部屋に他人を入れたり、宿泊させたりしないこと。

8. 氏名･保護者等･保証人及び住所に変更が生じたときは､すみやかに所定の各様式により届を提出すること。

9. 諸証明の申込は、平日９：００～１２：００事務室まで、余裕を持って早めに申込むこと。